

太陽光発電からの発電電力の配分 に関する契約要綱

平成26年4月1日実施

Next Power株式会社

Ⅰ 総則

1 適用

- (1) この太陽光発電からの発電電力の配分に関する契約要綱（以下、「この要綱」といいます。）は、当社が締結する太陽光発電からの発電電力の配分に関する契約（以下、「配分契約」といいます。）の対象となる建物（以下、「本件建物」といいます。）の管理組合および区分所有者または占有者（以下、総称して「利用者」といいます。）に対し、当社が維持および運用する一括受電設備に連系される本件建物の共用設備である3（定義）(6)に定める太陽光発電設備によって発電される電力（以下、「発電電力」といいます。）を、配分契約の配分方法に基づき当社が配分するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の条件を定めたものです。
なお、利用者は発電電力の配分を受けるにあたっては、当社と電力一括購入サービスの利用契約（以下、「利用契約」といいます。）を締結していなければなりません。
- (2) 発電者は、配分契約に規定する条項を利用者に有効に適用させるため、本件建物の管理規約において必要な事項を定めるものとします。
- (3) この要綱は、次の地域に適用いたします。
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、
岐阜県の一部、三重県の一部

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の条件は、変更後の太陽光発電からの発電電力の配分に関する契約要綱によります。

3 定義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 電力一括購入サービス
当社と締結している電力一括購入契約にかかるサービスをいいます。
- (2) 一括受電設備
当社が本件建物に提供している電力一括購入サービスの運用・維持管理するために必要となる当社の設備（取替
品・交換品等を含む）一式をいいます。
- (3) 発電者
この要綱にもとづいて当社との配分契約の相手方となる本件建物の管理組合をいいます。
- (4) 発電設備等
発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備のことをいいます。
- (5) 再エネ特措法
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法および同法の関連法令のことをいいます。
- (6) 太陽光発電設備
再エネ特措法に定める再生可能エネルギー源である太陽光を電気に変換する設備およびその附属設備をいいます。
- (7) 契約発電設備
発電者が設置する太陽光発電設備のうち、当社が維持および運用する一括受電設備に連系するものをいいます。

- (8) 小出力発電設備
電気事業法にて定められた小出力発電設備のことをいいます。
- (9) 受給最大電力
契約発電設備における太陽電池の出力とインバータの出力のうち、いずれか小さい値をいいます。
- (10) 再生可能エネルギー買取制度
再エネ特措法に従い、電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達を行なう仕組みをいいます。
- (11) 一般電気事業者
本件建物の所在場所を供給地域とする電気事業法第2条第1項第2号に定めるものをいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 受給最大電力の単位は、一般電気事業者の再生可能エネルギー買取制度の定めに従います。
- (2) 発電電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この要綱の実施上必要な細目事項は、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 配分契約の契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、配分契約が成立した日から、13（余剰還元料金の適用期間）(1)の余剰還元料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、配分契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) (1)または(2)にかかわらず、管理組合と当社が別途締結している電力一括購入サービス契約（以下、「サービス契約」といいます。）が消滅した場合には、配分契約も同時に消滅するものといたします。

7 電気方式、受給電圧、周波数等

電気方式、受給電圧、周波数、標準電圧、（保安）責任分界点および財産分界点は、発電者が当社と締結している利用契約と同一といたします。

8 契約の単位

当社は、原則として本件建物の利用者が当社と締結している利用契約すべてに対応して1配分契約を結びます。

9 本サービスの開始

- (1) 当社は、配分契約を締結したときには、発電者と協議のうえ本サービス開始日を定め、本サービス準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに本サービスを開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた本サービス開始日に本サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためて発電者と協議のうえ、本サービス開始日を定めて本サービスを開始いたします。

10 本サービスにともなう発電者協力

発電者は、発電者の発電設備等と当社の一括受電設備との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等、および次の事項を遵守するものといたします。

なお、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守することといたします。

- (1) 発電者の発電設備等と当社の一括受電設備との連系を行なう場合は、一般電気事業者の供給信頼度と電力品質の面で電気を使用する他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし、また、人身安全および設備保全の面で電気作業者の安全確保、当社の一括受電設備または電気を使用する他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないものとしていただきます。
なお、とくに必要がある場合には、発電者の負担で当社の一括受電設備または一般電気事業者の供給設備を変更いたします。
- (2) 連系された当社の一括受電設備または一般電気事業者の系統に事故が発生した場合、当社の一括受電設備または一般電気事業者の供給設備が必要とする場合には、発電者の発電設備等を当社の一括受電設備から即時に解列していただきます。
- (3) 発電者の構内事故時には、当社の一括受電設備または一般電気事業者の系統への波及が起こらないように確実に遮断していただきます。
- (4) 発電者の保護装置の整定にあたっては、当社の一括受電設備ならびに一般電気事業者の供給設備と協調を図ることとします。
- (5) 発電者の保護装置の整定値等を、必要に応じて当社に提示していただきます。
なお、当社および一般電気事業者は、試験時には必要に応じて立ち会いを行いません。
- (6) 発電者の発電設備等から当社の一括受電設備への逆潮流等により生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動が、 101 ± 6 ボルト、 202 ± 20 ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置していただきます。このほか、電圧、周波数等を正常な値に保つ等、当社および一般電気事業者に協力していただきます。
なお、自動電圧調整装置等の動作にともない、発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。
- (7) 計量地点における力率は、常に当社の一括受電設備から見て遅れ85 パーセント以上とするとともに、当社の一括受電設備から見て進み力率にならないことを原則といたします。
- (8) 発電者がインバータを用いた発電設備等を設置する場合には、発電設備等からの高調波流出電流を発電設備等の交流定格電流に対し、総合電流歪み率5 パーセント以下、各次電流歪み率3 パーセント以下に抑制していただきます。
- (9) 当社および一般電気事業者の作業時または緊急時に当社の一括受電設備および一般電気事業者の系統を停止する場合等、発電者の発電設備等の解列が必要となる場合には、発電者の発電設備等を確実に解列していただきます。
- (10) 発電者の発電設備等の事故発生時または緊急時には、当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をしていただきます。
- (11) 発電者の発電設備等の一括受電設備との連系に際し、必要となる単線結線図等の技術資料を提出していただきます。

- (12) 発電者と当社との運用申し合わせ事項については、「一括受電設備との連系に関する運用申し合わせ事項」によります。
- (13) 当社は、必要に応じて発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を提出していただきます。
- (14) 当社は、必要に応じて発電者から年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までといたします。）末までに、翌年度の発電者の発電設備等の運転計画を提出していただきます。
- (15) 一般電気事業者の供給設備に事故が発生した場合は、一般電気事業者は原則としてあらかじめ連絡することなく試充電を行なうものいたします。また、一般電気事業者の供給設備の事故復旧後、一般電気事業者はあらかじめ連絡することなく線路を充電するものいたします。
- (16) 発電者の発電設備等に起因し、第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社の一括受電設備もしくは第三者（一般電気事業者を含む）の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、発電者は、発電者の負担によりただちに必要な措置を講じていただくとともに、当社、第三者（一般電気事業者を含む）に生じた損害を賠償していただきます。
- (17) 当社は、本サービスの開始に先立ち、当社が必要とする場合、別途申合書を発電者と締結いたします。
- (18) (1)から(17)により、発電者が必要な措置を講じるまでに発電設備等で発電した場合であっても、当社は、発電電力量として配分する義務を負いません。

11 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、配分契約の全部または一部を解除することがあります。

III 料金の算定および支払い

12 料金

- (1) 当社は、利用者が自ら消費する電力量から配分契約の配分方法に基づき利用者に配分された発電電力量を差し引いた電力量に基づき利用契約の料金（以下、「利用料金」といいます。）を利用者に請求いたします。
- (2) 当社は、配分契約の配分方法に基づき利用者に配分された発電電力量が利用者が自ら消費する電力量を上回った場合（以下、当該上回った電力量を「余剰電力量」といいます。）、余剰電力量に一般電気事業者が定める再生可能エネルギー買取制度の買取単価と同額の料金単価を乗じた料金（以下、「余剰還元料金」といいます。余剰還元料金および利用料金を総称して「料金」といいます。）を利用者にお支払いいたします。

13 余剰還元料金の適用期間

- (1) 余剰還元料金の適用期間は、**附則2（余剰還元料金の適用期間）**に定める期間といたします。
- (2) 配分契約の契約期間満了前であっても**附則2（余剰還元料金の適用期間）**に定める余剰還元料金の適用期間が満了する場合には、余剰還元料金のお支払いは余剰還元料金適用期間の満了の日をもって終了するものとし、余剰還元料金のお支払いを除いた本サービスについては従前と同一条件で配分契約の終了まで継続されるものいたします。

14 余剰還元料金の算定期間

- (1) 余剰還元料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
ただし、本サービスを開始し、または余剰還元料金の適用期間が満了もしくは配分契約が消滅した場合の余剰還元料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から当該満了日もしくは消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下、「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、余剰還元料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、本サービスを開始し、または余剰還元料金の適用期間が満了もしくは配分契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から当該満了日もしくは消滅日の前日までの期間といたします。

15 契約発電設備の発電電力量の計量等

- (1) 発電電力量は、配分契約に基づき発電電力量計または受電用電力量計およびその他計量に必要な付属装置（以下、総称して「電力計量器」といいます。）により計量するものといたします。
- (2) 電力計量器は、原則として、当社の所有とし、発電者で取り付けるものといたします。また、その工事費（電力計量器の費用を含みます。）の全額を発電者の負担とします。電力計量器の検針は、毎月、原則として本件建物の発電者との利用契約に定める検針日に利用契約に定める条件に準じて、当社が行なうものといたします。
- (3) 電力計量器に故障が生じたときは、発電者はすみやかに当社にその旨を連絡するものとし、その故障期間内の電力量は、そのつど発電者と当社との協議によって決定するものといたします。

16 余剰還元料金の算定

- (1) 余剰還元料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 本サービスを開始し、再開し、もしくは停止し、または余剰還元料金の適用期間が満了もしくは配分契約が消滅した場合。
 - ロ 受給最大電力または利用契約等を変更したことにより、余剰還元料金に変更があった場合。
- (2) (1)イに該当する場合は、余剰還元料金の算定期間の発電電力量により算定いたします。また、(1)ロに該当する場合は、余剰還元料金の算定期間の余剰電力量を、余剰還元料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの受給最大電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の余剰還元料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

17 余剰還元料金の支払期日および支払方法

- (1) 当社は、特別の事情がない限り、利用者が当社と締結している利用契約の支払日に利用者に余剰還元料金を支払うものといたします。
- (2) 当月分の余剰還元料金は、利用者が当社と締結している同月分の利用料金との差引きによってお支払いいたします。当月分の余剰還元料金が同月分の利用料金を超過する場合、その超過した金額は翌月分の利用料金の支払期日以降同年12月31日までに、翌月分以降の利用料金との差引きまたは利用者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。なお、この場合の余剰還元料金の支払期日は同年12月31日といたします。

IV 本サービス

18 適正契約の保持

当社は、発電者との配分契約が本サービス開始時の状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

19 立入りによる業務の実施

- (1) 当社および一般電気事業者は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、発電者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
 - イ 需要場所内の当社の一括受電設備および一般電気事業者の供給設備または当社および一般電気事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査。
 - ロ 29（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務。
 - ハ 不正な本サービスの防止等に必要なが発電者の発電設備またはその他電気工作物の確認または検査。
 - ニ 計量器の検針または計量値の確認。
 - ホ 20（本サービスの停止、制限または中止）(1)、24（配分契約の廃止）または25（配分契約の解約等）によって、配分契約の成立、変更もしくは終了等に必要なが業務または当社および一般電気事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。その他この要綱によって、配分契約の成立、変更もしくは終了等に必要なが業務または当社および一般電気事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。
- (2) (1)の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入りが必要となると当社が判断する場合において、当社が、発電者に対して、この立入りに係る当該第三者からの承諾の取得その他のこの立入りに必要な手続き等の実施を求めたときは、発電者は、すみやかにこの手続き等を行なっていただきます。

20 本サービスの停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との利用契約に基づき電力一括購入サービスの提供を停止する場合には、本サービスを停止いたします。この場合、当社は、当社の供給設備または発電者の電気設備において、本サービス停止のための適当な処置を行なうこととし、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。
- (2) 当社は、当社との利用契約に基づき電力一括購入サービスの提供を中止し、または発電者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただく場合には、本サービスを制限または中止することがあります。この場合、当社は、あらかじめその旨を発電者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

21 損害賠償等

- (1) 発電者または当社が、この一括受電設備との連系および本サービスにともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 9（本サービスの開始）(2)によって本サービス開始日を変更した場合または20（本サービスの停止、制限または中止）(2)によって本サービスを制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 20（本サービスの停止、制限または中止）(1)によって本サービスを停止した場合または25（配分契約の解約

- 等)によって配分契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (5) 発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって余剰電力量が減少した場合には、当社は、その減少した余剰電力量について補償の責めを負いません。

V 契約の変更および終了

22 配分契約の変更

- (1) 次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
 - イ 発電者が、発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または当該発電設備等の制御方法の変更を希望される場合。
 - ロ その他、当社との利用契約の契約種別または契約電力の変更等、当社が適用する余剰還元料金に変更となる場合。
- (2) 発電者が配分契約の変更を希望される場合は、変更内容を当社に申し出ていただき、当社の承諾を得ていただきます。

23 名義の変更

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社と取引を行っていた発電者の当社に対する本サービスについてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービスを希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。
- (2) 発電者が配分契約の名義変更を希望される場合は、変更内容を当社に申し出ていただき、当社の承諾を得ていただきます。

24 配分契約の廃止

- (1) 発電者が配分契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
発電者または当社は、発電者から通知された廃止期日に、発電者の電気設備または当社の供給設備において、本サービスを終了させるための適当な処置を行いません。
なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。
- (2) 配分契約は、25（配分契約の解約等）の場合を除き、発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、当社が発電者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に配分契約が消滅したものといたします。

25 配分契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、配分契約を解約することがあります。
なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。
 - イ 20（本サービスの停止、制限または中止）(1)によって本サービスを停止された発電者が当社の定めた期日までその理由となった事実を解消されない場合。

- ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。
 - (イ) 発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合。
 - (ロ) 発電者が他の利用契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合。
 - (ハ) 連系された発電設備等の更新について申込みをされない等、18（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合。
 - (ニ) 19（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
 - (ホ) 10（本サービスにともなう発電者協力）によって必要となる措置を講じられない場合。
 - (ヘ) その他この要綱に反した場合。
- (2) 発電者が、24（配分契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかなる場合には、当社が本サービスを終了させるための処置を行なった日に配分契約は消滅するものといたします。

26 配分契約消滅後の債権債務関係

配分契約期間中の料金その他の債権債務は、配分契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 工事費の負担

27 工事費負担金

本サービスの開始または配分契約の変更等にもない当社の一括受電設備および一般電気事業者の供給設備または計量装置を新たに施設または変更する場合は、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。この場合には、工事費は、工事費負担金の対象となる当社の一括受電設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り等と一般電気事業者の工事費負担金の請求額の合計額といたします。

28 計量装置の設置等

- (1) 計量装置は、受給最大電力等に応じて一般電気事業者が選定し、かつ、一般電気事業者の所有とし、その設置等は、一般電気事業者が行なうものとします。
- (2) 計量装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに計量装置の取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、発電者の承認を得て、当社と一般電気事業者との協議によって定めます。
- (3) 発電者は、計量装置の取付場所（計量装置の支持物を含みます。）を一般電気事業者に無償で提供していただきます。
- (4) 一般電気事業者は、計量装置の情報等を伝送するために発電者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般電気事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) 計量装置の費用とその設置に係る費用（以下「設置費用」といいます。）は、発電者の負担とします。
- (6) 法令による計量装置の取替えに係る費用（以下「検定費用」といいます。）は、原則として、発電者の負担とします。

29 工事費負担金の申し受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

VII 保安

30 保安等に対する発電者の協力

- (1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ 発電者が、引込線、電力計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
 - ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の一括受電設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
- (2) 発電者が当社の一括受電設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の一括受電設備に直接影響を及ぼすことになった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

VIII その他

31 設備認定

再エネ特措法に定められている国による太陽光発電設備として設備認定の新たな取得もしくは廃止または設備認定の内容変更が必要と判断する場合は、発電者に設備認定に関する手続きを行なっていただきます。

32 その他

この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事情が生じた場合は、一般電気事業者が余剰電力量を買取ることに関して定める契約要綱の定めに基づき、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。

附則

1 実施期日

この要綱は、平成26年4月1日から実施いたします。

2 旧要綱の変更

この要綱の実施をもって、太陽光発電からの発電電力の配分に関する契約要綱（平成23年12月1日実施）は、この要綱に変更したものといたします。

3 余剰還元料金の適用期間

本サービスにおける余剰還元料金の適用期間は、一般電気事業者が定める再生可能エネルギー買取制度の買取にかかる料金の適用期間と同一といたします。

(一括受電設備との連系に関する運用申し合わせ事項)

I 共通事項

1 基本事項

発電者および当社は、それぞれの設備の運転、操作と機能の維持について責任分界点を境界とし、お互いが責任をもってあたるとともに、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営を図るために相互に協力する。

2 発電設備等の操作等

発電者は、当社より人身安全、設備安全上等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には、すみやかに発電設備等を停止する。

また、発電者の不在等で当社から発電者の発電設備等の停止を依頼できない場合および緊急時には、当社は、発電者への連絡を行わずに電力量計の接続箇所等、任意の箇所で発電者の発電設備等を当社の一括受電設備から切り離すことができる。

3 系統連系保護装置等の整定および機能維持

- (1) 発電者の系統連系保護装置の整定値は、発電者と当社が協議のうえ決定する。
また、これを変更する場合も発電者と当社が協議のうえ決定する。
- (2) 発電者の系統連系保護装置の整定は、発電者が実施する。また、当社が求めた場合は、発電者は、発電者の責任と負担において、系統連系保護装置の性能試験を行なうものとし、その試験結果をすみやかに当社に書面により提出する。
- (3) 発電者は、人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため、メーカー等知識技能を有する者や電気主任技術者等による系統連系保護装置等の定期的な点検を行ない、その機能を維持する。
- (4) 当社は、発電者が(1)、(2)または(3)により受けた損害について賠償の責めを負わない。

II 一括受電設備に発電設備等を連系する発電者

4 自立運転に関する留意事項

- (1) 一般電気事業者の配電線および当社の一括受電設備は事故停電の際、一定時間後に自動的に再送電するため、発電者は自立運転機能の使用に留意する。
- (2) 発電者は、系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には、取扱説明書等に従い十分注意して操作を行なう。

5 復電後の再連系に関する留意事項

- (1) 一般電気事業者の系統および当社の一括受電設備が復電した後の系統連系操作は、復電を確認した発電者の自主操作とする。
- (2) インバータを除く小出力発電設備を高圧配電線へ連系する場合は、復電後の発電設備等の運用について、個別に協議する場合がある。

III その他

6 実施細目の作成

この要綱に記載のない事項について、当社が必要とする場合は、実施細目を作成する。